

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月13日

【四半期会計期間】 第75期第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 湊 宏司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」  
で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 東京03(6910)3910(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部長 森谷 仁昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社イトーキ東京本社  
(東京都中央区日本橋二丁目5番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第1四半期 連結累計期間	第75期 第1四半期 連結累計期間	第74期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年3月31日	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高 (百万円)	36,965	40,918	132,985
経常利益 (百万円)	4,824	6,015	8,555
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,296	4,101	5,905
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,515	4,596	6,715
純資産額 (百万円)	51,748	45,860	54,999
総資産額 (百万円)	115,841	127,459	117,437
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	72.80	85.71	130.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	67.70	-	111.28
自己資本比率 (%)	44.6	35.9	46.8

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第75期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間について、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間から一部報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 経営成績に関する説明

当社グループは中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の初年度となる当期において、重点戦略7Flagsに基づいた各種施策を推進しております。当第1四半期連結累計期間は、持続的な成長力を高めるため、新しい働き方やその働き方を実装するオフィス空間などに対する付加価値提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開などにより、売上・利益の拡大を図ってまいりました。

なお、新中期経営計画と併せて、従来報告セグメントとしていた「IT・シェアリング事業」を再編し、報告セグメントを「ワークプレイス事業」と「設備機器・パブリック事業」の2セグメントに変更して記載しております。

(単位：百万円)

	2023年第1四半期 連結累計期間	2024年第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	36,965	40,918	3,953	10.7%
売上総利益	14,748	16,372	1,624	11.0%
販売費及び一般管理費	9,970	10,333	362	3.6%
営業利益	4,777	6,039	1,261	26.4%
営業外収益	125	78	47	37.8%
営業外費用	79	102	22	28.7%
経常利益	4,824	6,015	1,191	24.7%
特別利益	1	0	0	41.6%
特別損失	21	10	10	51.5%
税金等調整前四半期純利益	4,804	6,006	1,201	25.0%
法人税等合計	1,506	1,901	395	26.2%
四半期純利益	3,297	4,104	806	24.5%
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,296	4,101	804	24.4%

#### ( ) 売上高

前年同期比39億53百万円(10.7%)増収の409億18百万円となりました。

- ・ワークプレイス事業は、ハイブリッドな新しい働き方にあわせたりニューアル案件やオフィス移転などを中心に好調に推移しました。
- ・設備機器・パブリック事業は、前年同期に好調だった博物館、美術館の展示ケース等の公共施設向け設備における想定内での需要反動減はあるものの、研究施設向け設備における需要が好調に推移し、前年並みとなりました。

#### ( ) 売上総利益

前年同期と比較して16億24百万円(11.0%)増益の163億72百万円となりました。

- ・ワークプレイス事業は、原材料価格高騰の影響を見込みつつ、増収効果や提供価値の向上による利益率の改善により、大幅増益となりました。
- ・設備機器・パブリック事業は、原材料価格高騰の影響を見込みつつ、研究施設向け設備における需要拡大、販売強化による増収効果および利益率の改善により、前年並みとなりました。

( ) 販売費及び一般管理費

人的資本投資の一環としての賃上げや専門人材の採用に加えて、DX推進のためのIT基盤強化等の将来の飛躍に向けた戦略的支出を計画通りに実行するとともに、構造改革プロジェクトによる物流費削減の継続等の販管費抑制の効果により、前年同期と比較して3億62百万円(3.6%)増の103億33百万円となりました。

( ) 営業利益

以上の結果、営業利益は、前年同期比12億61百万円(26.4%)増益の60億39百万円となりました。

- ・ワークプレイス事業は、増収効果および提供価値の向上による利益率の改善により、大幅増益となりました。
- ・設備機器・パブリック事業は、研究施設向け設備の増収効果および提供価値の向上による利益率の改善により、大幅増益となりました。

( ) 営業外収益

前年同期に為替差益があったこと等により、前年同期と比較して47百万円(37.8%)減少し78百万円となりました。

( ) 営業外費用

借入金増加に伴う支払利息の増加等により、前年同期と比較して22百万円(28.7%)増加し1億2百万円となりました。

( ) 経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期と比較して11億91百万円(24.7%)増加し60億15百万円となりました。

( ) 特別利益

前年同期と比較して同水準の0百万円となりました。

( ) 特別損失

前年同期に固定資産除却損があったこと等により、前年同期と比較して10百万円(51.5%)減少し10百万円となりました。

( ) 親会社株主に帰属する四半期純利益

以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前年同期と比較して8億4百万円(24.4%)増加し41億1百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称		2023年第1四半期 連結累計期間	2024年第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率
ワークプレイス 事業	売上高	27,796	31,778	3,982	14.3%
	営業利益	4,089	5,256	1,166	28.5%
設備機器・ パブリック事業	売上高	8,789	8,778	10	0.1%
	営業利益	553	748	195	35.3%
報告セグメント計	売上高	36,585	40,557	3,972	10.9%
	営業利益	4,642	6,004	1,361	29.3%
その他	売上高	379	361	18	5.0%
	営業利益	134	35	99	73.9%
合計	売上高	36,965	40,918	3,953	10.7%
	営業利益	4,777	6,039	1,261	26.4%

(2) 財政状態の状況

(単位：百万円)

	2023年12月末	2024年3月末	増減額	増減率
資産の部	117,437	127,459	10,022	8.5%
負債の部	62,437	81,598	19,161	30.7%
純資産の部	54,999	45,860	9,139	16.6%

(資産の部)

総資産は、好調な受注を背景とした受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権の増加等により、前連結会計年度末に比べて100億22百万円増加し、1,274億59百万円となりました。

(負債の部)

負債合計は、自己株式取得のための短期借入金が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて191億61百万円増加し、815億98百万円となりました。

(純資産の部)

純資産は、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ増加したものの、自己株式の取得により、前連結会計年度末に比べて91億39百万円減少し、458億60百万円となりました。なお、自己資本比率は前連結会計年度末から10.9ポイント減少し35.9%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。)を定めており、その内容等は次のとおりであります。

## ・基本方針の内容

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において基本方針を定めるとともに、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了に合わせ、株主の皆様へ継続のご承認をいただき、直近では、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会にて承認されております（以下、最新の変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。基本方針の内容は以下の通りとなります。

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ・基本方針の実現に資する取組みの概要

### 1．企業価値の源泉について

当社は、1890年に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成、令和と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、1950年には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、2005年6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業としての歴史を刻み始めました。

当社は、CS（顧客満足度）とES（従業員満足度）の両立を目指した事業活動に注力し、さらに企業としての社会的責任を最大限果たすことが存在意義であり、企業価値の源泉であると認識しております。ミッションステートメント「明日の『働く』を、デザインする。」のもと、オフィスをはじめとする様々な環境における課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことを目指してまいります。

### 2．企業価値向上のための取組みについて

当社は、製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計9回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。

2021年に発表した中期経営計画「RISE ITOKI 2023」（ライズ イトーキ 2023）では、連結売上高1,330億円、営業利益60億円とする目標を掲げ、着実な事業成長を実現しました。この間、当社をとりまく事業環境では、ハイブリッドワーク（ ）に対する企業や働く人々の関心がコロナ禍を経て高まり、また人的資本投資が注目されることで、オフィスの在り方が経営課題の一つと言われるようになってきております。

このような環境変化を好機と捉え、さらなる事業成長を実現するため、2024年2月に、2024年から2026年までの3ヶ年の中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」（ライズ トゥ グロース 2026）を発表いたしました。当中期経営計画においては、「持続的な成長力を高める」ことをテーマとし、重点戦略「7 Flags」およびESG戦略を掲げています。これら戦略の下に展開される施策の実現を通じて、2026年に売上高1,500億円、営業利益140億円、ROE15%の達成を目指します。また、事業成長により得た利益は中長期視点での戦略投資として活用するとともに、ステークホルダーの皆様へ計画的に還元してまいります。

（ ）出社型オフィスワークとテレワークを組み合わせた働き方

### 3．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

・本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### 1．本プランの継続の目的

本プランは、上記 ．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしております。

### 2．本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記1．「本プランの継続の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買付等に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たすような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様のご意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

### 3．本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

・上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1．基本方針の実現に資する取組み（上記 ）について

当社は、上記 に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、本プランの継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。



(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は6億7百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,382,850	53,382,850	東京証券取引所 (プライム市場)	・完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	53,382,850	53,382,850		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第1四半期会計期間 (2024年1月1日から2024年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	113,771
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	11,718,413
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	347.3
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	4,069
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	113,771
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	11,718,413
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	347.3
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	4,069

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年1月1日～ 2024年2月13日 (注1)	11,718,413	57,382,850	2,057	7,351	2,057	12,890
2024年3月8日 (注2)	4,000,000	53,382,850	-	7,351	-	12,890

(注1)新株予約権の行使による増加であります。

(注2)自己株式の消却による減少であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 316,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,295,300	452,953	同上
単元未満株式	普通株式 53,037		同上
発行済株式総数	45,664,437		
総株主の議決権		452,953	

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
(株)イトーキ	大阪府中央区淡路町 一丁目6番11号	316,100	-	316,100	0.69
計		316,100	-	316,100	0.69

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	24,795	24,751
受取手形、売掛金及び契約資産	3 31,158	3 37,599
電子記録債権	4,547	5,871
商品及び製品	4,845	5,275
仕掛品	1,740	2,193
原材料及び貯蔵品	3,146	3,409
その他	3,284	3,019
貸倒引当金	213	198
流動資産合計	73,304	81,922
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,032	11,886
土地	8,436	8,436
その他（純額）	4,323	4,412
有形固定資産合計	24,792	24,735
無形固定資産		
のれん	341	983
その他	1,950	2,372
無形固定資産合計	2,292	3,355
投資その他の資産		
投資有価証券	5,835	6,384
繰延税金資産	2,127	1,442
退職給付に係る資産	1,691	1,708
その他	7,861	8,354
貸倒引当金	467	443
投資その他の資産合計	17,048	17,446
固定資産合計	44,132	45,537
資産合計	117,437	127,459

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	3 12,218	3 14,027
電子記録債務	8,490	6,002
設備関係支払手形	88	58
1年内償還予定の社債	-	14
短期借入金	8,487	30,188
1年内返済予定の長期借入金	1,789	2 4,697
未払法人税等	916	1,624
未払消費税等	1,377	1,230
賞与引当金	3,619	1,272
役員賞与引当金	321	25
関係会社事業損失引当金	119	92
その他	9,911	9,942
流動負債合計	47,340	69,174
<b>固定負債</b>		
社債	-	23
長期借入金	2 6,007	3,160
リース債務	570	580
繰延税金負債	351	364
役員退職慰労引当金	75	68
製品自主回収関連損失引当金	83	83
退職給付に係る負債	3,821	3,945
資産除去債務	1,284	1,287
その他	2,903	2,911
固定負債合計	15,096	12,424
負債合計	62,437	81,598
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	5,294	7,351
資本剰余金	9,665	11,692
利益剰余金	38,617	33,111
自己株式	111	8,278
株主資本合計	53,465	43,877
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	678	1,129
為替換算調整勘定	638	665
退職給付に係る調整累計額	132	146
その他の包括利益累計額合計	1,449	1,940
新株予約権	45	-
非支配株主持分	39	42
純資産合計	54,999	45,860
負債純資産合計	117,437	127,459

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
売上高	36,965	40,918
売上原価	22,216	24,545
売上総利益	14,748	16,372
販売費及び一般管理費	9,970	10,333
営業利益	4,777	6,039
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	22	13
持分法による投資利益	2	-
その他	98	61
営業外収益合計	125	78
営業外費用		
支払利息	38	51
その他	40	50
営業外費用合計	79	102
経常利益	4,824	6,015
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	1	0
特別利益合計	1	0
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	20	4
災害による損失	-	5
その他	0	0
特別損失合計	21	10
税金等調整前四半期純利益	4,804	6,006
法人税、住民税及び事業税	1,050	1,285
法人税等調整額	456	615
法人税等合計	1,506	1,901
四半期純利益	3,297	4,104
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,296	4,101



【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
四半期純利益	3,297	4,104
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	60	450
為替換算調整勘定	97	26
退職給付に係る調整額	59	14
その他の包括利益合計	217	491
四半期包括利益	3,515	4,596
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,514	4,593
非支配株主に係る四半期包括利益	1	3

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

従来持分法適用会社であった(株)梅鉢屋は、保有株式売却に伴い、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

また、(株)ソーアは、2024年2月29日の株式取得に伴い、完全子会社化したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

## 1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
受取手形割引高	336百万円	775百万円

## 2 シンジケーション方式によるタームローン契約

2020年3月27日契約のシンジケーション方式によるタームローン契約の借入残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
シンジケーション方式による タームローン契約	3,000百万円	3,000百万円

なお、シンジケーション方式によるタームローン契約につきましては、下記の財務制限条項が付されております。これらに抵触した場合には当該有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

2020年6月第2四半期以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

2020年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

## 3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
受取手形	175百万円	27百万円
支払手形	124百万円	121百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	681百万円	642百万円
のれんの償却額	62百万円	71百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,675	37	2022年12月31日	2023年3月24日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,904	42	2023年12月31日	2024年3月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

(新株予約権の行使)

当社は、当第1四半期連結累計期間において、新株予約権の行使に伴い、資本金2,057百万円、資本準備金2,057百万円がそれぞれ増加しております。

(自己株式の取得)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式7,965,900株の取得を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において自己株式が15,899百万円増加しております。

(自己株式の消却)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月8日付で自己株式4,000,000株を消却いたしました。これにより、当第1四半期連結累計期間において、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ7,733百万円減少しております。なお、自己株式の消却により、その他資本剰余金の残高が負の値となったため、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金から減額しております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の資本金の残高は7,351百万円、資本剰余金の残高は11,692百万円、利益剰余金の残高は33,111百万円、自己株式の残高は8,278百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	ワークプレイ ス事業	設備機器・パ ブリック事業	計				
売上高							
日本	24,431	8,740	33,171	343	33,514	-	33,514
アジア	3,219	5	3,224	-	3,224	-	3,224
その他	145	43	188	-	188	-	188
顧客との契約から 生じる収益	27,796	8,789	36,585	343	36,928	-	36,928
その他の収益	-	-	-	36	36	-	36
外部顧客への売上高	27,796	8,789	36,585	379	36,965	-	36,965
セグメント間の内部 売上高又は振替高	35	8	43	116	159	159	-
計	27,831	8,797	36,628	496	37,124	159	36,965
セグメント利益	4,089	553	4,642	134	4,777	-	4,777

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ITシステム関連事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	ワークプレイ ス事業	設備機器・パ ブリック事業	計				
売上高							
日本	27,236	8,663	35,899	330	36,230	-	36,230
アジア	4,451	44	4,495	-	4,495	-	4,495
その他	91	70	161	-	161	-	161
顧客との契約から 生じる収益	31,778	8,778	40,557	330	40,888	-	40,888
その他の収益	-	-	-	30	30	-	30
外部顧客への売上高	31,778	8,778	40,557	361	40,918	-	40,918
セグメント間の内部 売上高又は振替高	40	4	44	126	171	171	-
計	31,818	8,783	40,601	488	41,089	171	40,918
セグメント利益	5,256	748	6,004	35	6,039	-	6,039

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ITシステム関連事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は2024年2月13日公表の中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の方針を踏まえ、当第1四半期連結累計期間より報告セグメントの区分方法を見直し、「IT・シェアリング事業」に含まれていたオフィスシェアリング関連事業を「ワークプレイス事業」へ移管し、報告セグメントを「ワークプレイス事業」・「設備機器・パブリック事業」の2セグメントに変更しております。また、ITシステム関連事業については、「その他」の区分に分類しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであり  
ます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、  
以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	72円80銭	85円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	3,296	4,101
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,296	4,101
普通株式の期中平均株式数(千株)	45,282	47,849
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	67円70銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,406	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記  
載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月13日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊丹 亮資

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財



務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。